

章立て及び概要

あいさつ

北本市教育委員会教育長のあいさつとする。

例言

本計画作成にあたっての各例言・「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」「助言者」「事務局」組織を記載する。

目次

第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

国指定天然記念物である「石戸蒲ザクラ」の良好な樹勢を保ち、将来にわたってこれを持続していくため、必要となる適切な保護、管理の具体的な計画を策定するという本書の目的を明記する。また、計画策定の観点としては、蒲ザクラが江戸時代から人々に注目され、様々な歴史的経過と価値を有するという特徴、植物学的な特徴、周辺環境の変化などを踏まえること、その上で将来の整備や活用の方向性を示すことなどを記述する。

第1節 計画の目的

- ① 蒲ザクラの重要性（歴史・分類上）と課題等について述べる。【重要性と課題】
- ② 蒲ザクラは天然記念物の植物であるという性質上、樹勢の維持、向上のためには適切な保護・管理を必要とする。このため、本書は蒲ザクラの適切な保存と管理を将来にわたって実現していくための計画であること。【計画策定の目的】
- ③ 「保存管理計画」策定にあたっては、蒲ザクラがこれまでたどってきた歴史的経過や意義、植物学的な特徴や調査の成果、周辺環境の変化などを踏まえ、今後の活用を含めた計画とすること。【計画策定の観点】
- ④ 『第5次北本市総合振興計画』『北本市教育振興基本計画』『石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画』等の計画との関係、整合性等について説明。【計画の位置づけ】

第2節 計画策定の体制と経過

- ① 「保存管理計画」の策定は、平成28年1月に組織された「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」の第1回会議における委員の提案に基づき（決定の手続き）策定が決定された。【計画策定の契機】
- ② その後、「計画策定」の審議過程において「根系調査」「土壌調査」が提案され、これを実施したこと、また、各回の会議の審議過程を一覧で記載。【計画策定の経過】

第2章「石戸蒲ザクラ」の概要

蒲ザクラは江戸時代から江戸市中でも知られた桜であった。このため、蒲ザクラを紹介した地誌や随筆は多く、瀧澤馬琴や渡辺崋山といった著名人との関わりも認められる。桜にまつわる源範頼伝説を含め、さまざまな歴史性を有している点が蒲ザクラの大きな特徴である。本章では江戸時代の蒲ザクラ、国指定に至る経過を概観するとともに、蒲ザクラの植物としての側面を紹介し、概要説明とする。

第1節 蒲ザクラの概要

- ① 蒲ザクラの基本的なプロフィールを説明する。【所在地・立地】
- ② 蒲ザクラの分類上の位置づけ。【種類・大きさ・来歴】
- ③ 指定の根拠となる内務省告示、指定台帳等を示す。【指定の根拠】

第2節 江戸時代の蒲ザクラ

- ① 「蒲桜」の記述は寛政年間（1800年頃）の『石部（戸）領蒲桜の由来』を初出とし、その後、『遊歴雑記』『玄同放言』『甲子夜話』『新編武蔵風土記稿』『我衣』等に紹介されている。ここでは各史料に紹介された蒲ザクラの記述を紹介する。【文献史料】
- ② 上記史料のうち、瀧澤馬琴著『玄同放言』は渡辺崋山の挿絵とともに桜にまつわる範頼伝説を詳細に考証しており、大変興味深い。崋山の挿絵は当時の状況を伝える貴重な絵画資料でもあり、ここでは崋山の描いた蒲ザクラを示し、当時の蒲ザクラの状況を整理する。【絵画資料】

第3節 指定前後の蒲ザクラ

- ① 蒲ザクラは大正11年（1922）に国の天然記念物に指定された。指定にあたっては東京帝国大学の三好學博士が調査にあたり、石垣の拡張、墓地の移設、御堂の移設、管理者の選任等の条件が出され、石戸村では保存会を立ち上げこれに応じていった経過を紹介する。【指定の経過】
- ② 指定された蒲ザクラは、同時に指定された4本の巨桜とともに「日本五大桜」と呼ばれるようになる。その後は周辺の整備に着手し、翌々年の春には知事・郡長を招いて竣工式が盛大に執り行われた。地元の青年団は「国寶」と銘打った絵葉書を作製するなど、指定に湧く地元の様子を紹介する。【指定後の村の様子】

第4節 植物としての蒲ザクラ

- ① 蒲ザクラは江戸時代以来、しばらくヤマザクラと認識されていた。その後、三好學はヤマザクラとエドヒガンの雑種（*prunus media Miyos*）と分類し、他の「五大桜」と比較して「特殊の櫻である」としている。その後、小泉源一、川崎哲也により学名が変遷している。【分類学上の位置づけ】
- ② 昭和50年代以降、蒲ザクラの古木と藁（ひこばえ）では、開花に時期差があった。また、川崎の観察によれば古株では花柱に微毛が認められるが、藁にはこれがない。このため、藁が実生起源である可能性が想定されたが、平成18年に森林総合研究所において遺伝子分析を行ったところ、ひこばえが古株由来のものであることが明らかになった。【ひこばえの由来】
- ③ なお、教育委員会ではカバザクラの保存を図るため、昭和63年に埼玉県林業試験場に「腋芽培養による植物体作出」、つまりクローン増殖を依頼した。幸いにもこの研究は成功し、平成7年には里帰りしたクローン16本は市内の公共施設に移植され系統保存事業は成功した。【クローン栽培】

第3章 現況と課題

石戸蒲ザクラの保護と管理に関する業務は、これまではその具体的な効果について検証を行ってこなかった。このため、今後蒲ザクラの適切な保護を目指し、効果の高い事業を行っていくためには、まず蒲ザクラの生育状況や生育環境を明らかにする必要がある。すでに根系、土壌調査について実施しているが、具体的な保護事業はこうした調査データを積み上げ、課題を整理した上で解決を図っていく。

第1節 蒲ザクラの現状

- ① 石戸蒲ザクラは現在2本の幹で構成される。東側へ伸びる幹は指定時から残る唯一の幹で、樹幹部は腐朽により形成層のみで維持されている状況や、北側に伸長するひこばえは勢いのある生育状況であることを説明する。【蒲ザクラの生育状況】
- ② 蒲ザクラの根回りはコンクリートの擁壁やブロック塀などで固められている状況であること、寺の本堂や墓地、個人所有の畑に囲まれているなどの環境について記述する。【蒲ザクラの生育環境の現状】

第2節 土壌と根系の状況

- ① 土壌については過去の調査データを整理したうえで、改めて保水性や排水性、土壌硬度、PH値などの調査を行い、数値の変化等について比較検討する。根系調査は平成28年2月に実施した結果、根系は枝張の範囲に広く伸長しておらず、幹回りの狭い範囲でとどまることが明らかになった。【土壌調査データの比較・根系調査結果の検討】
- ② 今後の行うべき調査の具体的な範囲と内容について提示する。【今後の調査】

第3節 周辺環境と景観

- ① 蒲ザクラの所在する東光寺は大宮台地の北西部に位置し、標高は約25mである。南方は台地を開析する谷津が浸食し、東方はその支谷が位置するため、水はけの良い高台に立地する。【所在地の立地】
- ② 石戸蒲ザクラ周辺の御堂、収蔵庫等の構造物の現況を把握する。また、見学者の動線などについて検討する。【景観の整備】

第4節 生育状況

- ① 天然記念物の指定から現在までの周辺環境及び生育状態について写真資料等を用いて検証を行い、過去の枯損や折損などの経緯を時間軸で整理する。【過去から現在の生育状況と変化】
- ② 近年の開花状態を写真資料により検証する。特に過去に実施した樹勢回復事業の実施前と実施後の様子を比較検討し、その効果について検証する。【開花状況の変化】

第5節 保全上の問題点と課題

- ① 石戸蒲ザクラの根張り範囲は極めて狭いことから、保護区域で根の伸長を促すための方策を講じ、根張範囲の拡大を図っていく。【根張りの問題点】
- ② 墓地へ向かう参道、蒲ザクラを囲う竹垣、基礎のブロック塀等の構築物について、これらが蒲ザクラの生育に与える影響を検討する。【根張りを阻害する構築物の問題点】
- ③ 蒲ザクラ周辺の植栽は過去に除去し、囲柵内には他の植物はないが、周辺の東光寺境内にはソメイヨシノ、イチョウ、シキミ等が生育するため、根張りや枝張の状況を把握し、蒲ザクラへの影響について検討する。【植生調査の実施】

第4章 保護と管理

蒲ザクラの保護の取組みは、天然記念物に指定された直後から行われていた。地元では「石戸蒲ザクラ保存会」が組織化され、埼玉県や郡役所の指導を得ながら保護と管理を行っていたようである。戦後になると蒲ザクラの樹勢は衰えていき、昭和40年代には「枯れ死寸前」と報道される状況となった。その後は樹勢の回復が大きな課題となり、石垣の撤去、板石塔婆の移動や腐朽部の処置など、試行錯誤の樹勢回復事業が行われていった。平成17年度からは根張りの確保や根の伸長を促す事業に転換し、一定の成果を得て今日に至っている。今後は具体的な保護体制や方針を決定する。

第1節 これまでの管理履歴

- ① 戦後になると蒲ザクラの樹勢は衰え、昭和44年には「特効薬なく枯れ死寸前」と新聞に報道されるほど、危機的な状況となる。その2年前に連載された水上勉『櫻守』では、蒲ザクラの保存環境を痛烈に批判するくだりがあり、痛々しい状況がうかがえる。**(樹勢の衰え)**
- ② 「枯れ死寸前」の状況を打開するため、樹勢の回復を図ることを目的に昭和40年代から様々な施策を行ってきた。最初は蒲ザクラの回りに立っていた板石塔婆を収蔵庫へ移設し、同時に枯死した幹の切除などを行った。**(樹勢回復の取組み)**
- ③ 樹勢回復事業の結果、昭和50年代初めには約10年ぶりの開花が認められ、昭和56年には根回りを固めていた石垣を撤去し、根張り範囲の確保を核とした本格的な周辺整備事業が行われた。**(周辺整備事業の開始)**
- ④ ただし、幹本体の腐朽はなかなか止まらず、腐朽箇所を削り取り、空洞部を埋めるという作業を昭和57年から平成15年までの間に4回行った。**(樹勢回復事業の実施)**
- ⑤ このような努力にもかかわらず、腐朽を完全に止めることができなかった。このため方針を転換し、平成17年度から根の伸長を目的とした樹勢回復事業を行うようになる。これは幹の閉塞物を除去し、樹への負担を取り除いた後、土中に高圧で液肥を噴射し、養分と酸素を供給すると同時に土の団粒化を図り、根張りの環境を改善するというものである。この土壌改良による樹勢回復事業は平成21年まで継続し、花付きや葉の茂りに劇的な回復が見られ、大きな成果が得られたと考えている。**(土壌改良の取組)**

第2節 保護管理の基本方針

- ① 蒲ザクラを構成する2本の幹の現状を維持する。また北側へ延びる新たな孫生えの生育を行う。**(樹勢維持の基本方針)**
- ② 石戸蒲ザクラの有する歴史や樹種の特殊性を学校教育、社会教育の場で活かし郷土意識の醸成に努める。また市のイメージアップ戦略として資源として活用し併せて観光とのタイアップを検討する。**(活用の基本方針)**

第3節 保護管理の体制

- ① 蒲ザクラの保護管理は、主に市教育委員会が中心となって行っていく。**（保護体制の主体）**
- ② 平成27年度からは学識経験者を中心とした「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」を組織、樹勢の維持、回復などについて専門的な助言、指導を得られる体制を整えた。**（専門委員会の組織化）**
- ③ 今後は「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」の指導、助言のもと、市教育委員会文化財保護課を中心として、地元や関係機関との連携を図る体制を構築していく。**（連携の取組）**
- ④ 石戸蒲ザクラの周辺整備などに係る事業は、それにあたる関係部署等を明確にし、保護管理にあたっていく。**（役割の明確化）**

第4節 保存事業計画

- ① 蒲ザクラの根系や土壌、周辺環境の具体的な調査データを根拠として、今後の保護事業に必要な事項を定める。**（具体的な事業）**
- ② 保護事業のスケジュール、方法、関係機関、法令などについて整理を行い、実施可能な具体案を提示する。**（事業実施の具体的取組）**

第5節 モニタリング

- ① 蒲ザクラの樹勢の維持、回復を図るために日常的な樹の観察を行い、変化を注視しその対応を行うためモニタリングを行う。**（モニタリングの必要性）**
- ② 現在は市教育委員会により不定期にモニタリングを行っているが、観察項目や時期などについて定められたものはなく、これを明記する。また観察結果のデータ化を行う。**（現状の課題）**
- ③ 蒲ザクラの観察の時期、方法、結果の整理などについて具体的に定め、モニタリングの結果を蒲ザクラの樹勢の把握や変化、樹勢回復事業等の際のデータを活用できるようにする。**（実施の取組）**

第6節 日常管理

- ① 現状変更許可申請が必要な管理については、蒲ザクラの落葉や枯損枝の処理、南側の本堂の屋根、西側の墓地に伸びる枝の剪定など、地元や東光寺などのから出される軽微な要望に対し、日常的に対応する必要がある。**（日常管理の主なもの）**
- ② 文化庁への「現状変更許可申請」を必要としない日常的な管理について、根拠法令等を明記し、管理の種別、方法などについて具体的に定める。**（日常管理の種類と方法）**

第5章 活用と周辺整備

「石戸蒲ザクラ」は地域の長い歴史と風土に培われて存在している地域固有の文化財であり、適切に保存し、広く活用を図る必要がある。活用は蒲ザクラの魅力を発信し、正しい理解や望ましい保全にもつながる重要な取組みである。このため、ここでは蒲ザクラを「文化財の核として」「観光資源として」「学校教育の場」という3つの視点から活用を図る意義と方策などについてまとめる。また、これを実現するための「周辺整備」の方向性についても提案する。

第1節 文化財の核としての活用

- ① 「石戸蒲ザクラ」は天然記念物という文化財であり、「文化財保護法」の趣旨に則り、適切に保存と活用が図られなければならない。**【文化財としての位置づけ】**
- ② 蒲ザクラは1本の樹木であるが、単体で存在するのではなく、囲柵内外の石塔、板碑、伝説、境内の阿弥陀堂、仏像、中世の館跡、周辺の里山環境といった周辺の文化財、またはこれに準ずる資源と相互に関わりながら存在している。このため、蒲ザクラを単体で捉えるのではなく、周辺の歴史的、自然的資源の核として位置付け活用を図る必要性と近隣の文化財について記述。**【周辺の文化財】**

第2節 観光資源としての活用

- ① 蒲ザクラは市内で唯一の国指定天然記念物にして、最も集客実績のある観光資源である。蒲ザクラの開花はエドヒガン、ソメイヨシノよりも遅く、以前は4月10日前後であるが、開花のシーズには3万人以上が訪れる。とくに平成11年から数年間、主要駅や高崎線の中吊広告を打った際には、さらに大勢の観光客が訪れた。**【観光資源としての蒲ザクラの現状】**
- ② 現在でも桜ブームのために観光客は増え続けている中、課題となる点は観光地としての受け皿を整備することである。当面、その整備には蒲ザクラの踏圧を防ぐこと、駐車場、トイレの設置、近隣住民の生活に支障をきたさない動線の確保等が必要となろう。これら周辺の整備を関係課が速やかに実施していくことは大きな課題である。**【今後の課題】**

第3節 学校教育における活用

- ① 市内にある小学校8校は、小学3年生の社会科見学で蒲ザクラと板石塔婆収蔵庫をコースに組み入れており、平成29年度には508名の児童が見学している。また、小学3、4年生の郷土学習では副読本『きたもと』を活用するが、かつては蒲ザクラが掲載されていた。**【社会科見学】**
- ② 今後、各小学校ではこれまで同様、社会科見学等で蒲ザクラの見学を継続するほか、副読本に蒲ザクラの記載が復活するよう、調整していきたい。**【副読本の掲載】**
- ③ かつて地元の西中学校では、総合的な学習の時間において蒲ザクラを学習し、学習の成果を満開の蒲ザクラのもとで観光客に発表するという取り組みがあった。今後は中学生のかかわり方として、除草ボランティア等についても学校と調整していく。**【中学生の参加】**

第4節 周辺整備

- ① 平成25年3月に策定された「石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備計画」は、蒲ザクラの保護に関する現状と課題を整理しつつ、観光を目的として周辺を整備する計画であり、現在は計画の見直しを図っている。見直しについては「保存管理計画」との整合を図るよう留意しており、見直し後は整備計画と連携する。【既存計画との整合性】

資料編

(関係法令・開花状況写真・基本データ等)

- ① 文化財保護法
- ② 埼玉県文化財保護条例
- ③ 北本市文化財保護条例
- ④ 石戸蒲ザクラ保存検討委員会設置要綱
- ⑤ 天然記念物指定関連資料